

運転経歴証明書所有者専用定期預金 「あんしん定期」

令和3年7月1日現在

1. 商品名	運転経歴証明書所有者専用定期預金 ・自由金利型定期預金(M型)(スーパー定期・スーパー定期 300 [単利型])
2. 販売対象	・交付日より1年以内の「運転経歴証明書」を提示できる個人 (年齢制限なし)
3. 期間	・定型方式1年 ・自動継続(元金継続・元利金継続)のみの取扱いとなります。
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) 預入店舗	・一括預入 ・スーパー定期…10万円以上 300万円未満 ・スーパー定期 300…300万円以上 500万円以下 ※お一人様、合計 500万円以下となります。 ・1円単位 ・お取引店1店舗に限ります。
5. 払戻方法	・満期日以降に一括して払い戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 自動継続後の適用金利 (3) 利払方法 (4) 計算方法	・固定金利 ・預入日のスーパー定期・スーパー定期 300(1年もの)の店頭表示利率に0.050%上乗せした利率を初回満期日まで適用します。(令和2年7月1日現在) なお、上乗せ利率は、市場動向の変化などにより変更となる場合がありますので、予めご了承願います。 ・上乗せ利率は、当初1年(初回)のみの適用であり、継続後の利率は継続日におけるスーパー定期・スーパー定期 300(1年もの)の店頭表示利率を適用します。 ・満期日以降に一括してお支払いします。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算です。
7. 税金	・お利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 (ただし、マル優をご利用の場合は除きます) ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われるお利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	・マル優のお取扱いができます。
10. 中途解約時の取扱い	・この預金を満期日前に解約する場合は、「定期預金の中途解約利率一覧」の期限前解約利率により計算したお利息とともに支払います。
11. 金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。

<p>12. 苦情処理措置・紛争 解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置…本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部カスタマーサポートグループ（9時～17時、電話：03 - 3913 - 1158）にお申し出ください。 ・ 紛争解決措置…東京弁護士会（電話：03 - 3581 - 0031）、第一東京弁護士会（電話：03 - 3595 - 8588）、第二東京弁護士会（電話：03 - 3581 - 2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部カスタマーサポートグループまたは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03 - 3517 - 5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出頂くことも可能です。 <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部カスタマーサポートグループもしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
<p>13. その他参考となる 事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。 ・ 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨をお申し出ください。 ・ 継続を停止した場合のこの預金の利息は満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後のお利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・ 証書式のみのお取扱いとなります。（通帳式はできません。） ・ 預金担保、総合口座のお取扱いはできません。 ・ A T Mでのお取扱いはできません。 ・ 金融情勢の急激な変化やその他相当の事由がある場合は、当金庫の判断で予告なくお取扱い内容を変更またはお取扱いを中止することがあります。
<p>14. 預金保険の付保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 預金保険制度の付保対象預金です。1預金者あたり元本1,000万円までとのお利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとのお利息が保護されます）